

令和 7 年琴浦町内訓第 2 号

琴浦町農作業用冷却作業服等購入助成事業費補助金実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、琴浦町農作業用冷却作業服等購入助成事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成 16 年琴浦町規則第 48 号。以下「規則という。’)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、琴浦町に住所を有する販売農家又は琴浦町内の農地を耕作している販売農家等(以下「補助事業者」という。)が熱中症を予防するために購入する冷却機能付き作業服等(以下「冷却作業服等」という。)の購入経費の一部を助成することにより農地の利用を図る担い手となる補助事業者の生命を守り、農地の保全、管理を図ることを目的に交付する。

(補助対象)

第 3 条 補助事業者となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 次のアからオのいずれかに該当する個人(ただし、第 2 号から第 4 号に掲げる者のいずれにも属していない者に限る)

ア 経営耕地面積が 30a 以上の者

イ 作付面積が次の面積以上の者

露地野菜 15a、施設野菜 350 m²、露地花き 10a、施設花き 250 m²、果樹 10a

ウ 一回の出荷数が次の羽数以上の者

ブロイラー1,000 羽

エ 飼養頭数が次の頭数以上の者

搾乳牛 1 頭、肥育牛 1 頭、繁殖牛 1 頭、豚 15 頭

オ 申請前 1 年間の農業生産物の総販売額が 50 万円以上の者

(2) 農業協同組合

(3) 生産組織(集落営農組織含む)

(4) 法人(農業生産を営む者に限る)

(補助対象となる冷却作業服等)

第4条 本補助金の対象となる冷却作業服等とは、次に掲げるものとする。

(1) 空調作業服

電池で駆動し作業服内の空気を循環させることができる機能を有する電動ファンが装着された又は装着可能な作業服及び空気循環に必要な機器一式のことをいう。

(2) 水冷式作業服

作業服内のチューブに水又は冷却剤を循環させることにより体温を下げる機能を有する作業服及び作動に必要な機器一式のことをいう。

(3) 冷却機能付き作業服

作業服内に保冷剤又は冷却剤を格納し体温を下げる機能又は電源を入れることで作業服に取り付けられた金属等の温度が変化することにより、体温を調整する機能を有する作業服及び作動に必要な機器一式のことをいう。

(補助金の額等)

第5条 本補助金の額は、補助対象者の別表1第2欄に掲げる物品の購入に必要な費用(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を除いた額)のうち、1人につき(法人等団体については、農作業従事者1人につき)1回10,000円を上限に予算の範囲内で交付する。

2 第2条第2号又は第3号に該当する者で、法人等団体が使用する者を特定せず団体の財産として管理をすることを目的に購入する場合、又は同条第4号に該当する者が申請するときは、法人等団体の農業に専ら従事する者の人数に対し5人を上限とし交付するものとする。

(補助金の申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の申請書に次の書類を添付し、町長に提出するものとする。

(1) 事業計画書及び収支予算書(様式第1号)

(2) 事業対象者一覧(様式第2号、第2条第2号及び第3号に該当する者)

(3) 申請前1年間の農業販売額のわかる書類(第2条第1号オに該当する者のみ)

(補助金の交付等の決定)

第7条 町長は、本補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、本補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに様式第3号で通知するものとする。

2 前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金を交付しないものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為によるもの

(2) その他町長が不相当と認めるもの

(着手届)

第8条 着手届は、規則第10条第3号に該当するものとし、これを要しない。

(変更の承認)

第9条 規則第11条第1項の町長が別に定める変更は、補助事業の中止、購入にかかる費用の増額以外の変更とする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第16条第1項の規定による報告は、事業が完了した日から20日以内に行わなければならない。

2 規則第16条第1項の報告書には次の各号の書類を添付し町長に提出するものとする。

(1) 事業報告書及び収支決算書(様式第1号)

(2) 事業対象者一覧(様式第2号、第2条第2号及び第3号に該当する者)

(3) 領収書の写し

(委任)

第11条 規則及びこの要領に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この内訓は、令和7年6月25日から施行する。

別表 1

1 対象事業	2 補助対象経費	3 補助額	4 補助回数
冷却機能付き作業服等	次のものを購入するのに必要な経費 (1)空調作業服 ・作業服本体 ・電動ファン及びファンカバー ・駆動用電池 ・接続用コード ・その他使用にあたり必要と認める機器等 (2)水冷式作業服 ・作業服本体 ・駆動用電池 ・接続用コード ・その他使用にあたり必要と認める機器等 (3)冷却機能付き作業服 ・作業服本体 ・保冷剤又は金属素子 ・駆動用電池 ・接続用コード ・その他使用にあたり必要と認める機器等	定額 【補助限度上限】 ①個人(※1) 1人につき10,000円 ②法人等団体(※2) 農作業従事者の数1人につき10,000円(※5人まで)	1人・団体につき1回のみ

※1 要領第2条第2号及び第3号に該当する者で団体が購入する者を取りまとめて交付申請を行う場合の補助上限額は、①個人として取り扱うものとする。この場合において交付申請又は実績報告をするときは、様式第2号を添付すること。

※2 要領第2条第2号及び第3号に該当する者で法人等団体が使用する者を特定せず団体の財産として管理をすることを目的に購入する場合、又は同条第4号に該当する者が該当する。

様式第 1 号(第 6 条、第 10 条関係)

琴浦町農作業用冷却作業服等購入助成事業費計画(報告)書及び収支予算(決算)書

1 申請者区分

記入欄	区分	備考
	(1) 下記(2)～(4)に該当しない個人 (※別記様式「営農調書」が必要になります。)	別記様式「営農調書」のとおり
	(2) 農業協同組合 ※個人農業者を取りまとめて申請する場合	様式第 2 号のとおり
	(3) 生産組織(集落営農組織含む) ※個人農業者を取りまとめて申請する場合	様式第 2 号のとおり
	(4) 生産組織(集落営農組織含む) ※団体管理財産として購入する場合	農業従事者数 人
	(5) 法人(農業生産を営む者)	農業従事者数 人

2 事業の内容

種 目・項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
		合 計		

※ 1 申請区分が(2)又は(3)の者は、本欄の記載に代えて様式第 2 号の提出で可

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

	今年度予算額 (今年度決算額)	前年度予算額 (今年度予算額)	比較増減
町補助金			
自己負担			
合計			

(2) 支出の部

(単位：円)

	今年度予算額 (今年度決算額)	前年度予算額 (今年度予算額)	比較増減
冷却作業服等			
合計			

4 添付書類

- (1) 別記様式「営農調書」(様式第1号1の(1)に該当する者) ※交付申請の場合に限る
- (2) 申請日まで1年間の販売額のわかる書類の写し(様式第1号1の(1)に該当する者のうち要領第2条第1号オに該当する場合のみ) ※交付申請の場合に限る
- (3) 事業対象者一覧(様式第2号、様式第1号1の(2)または(3)に該当する者)
- (4) 見積書もしくはカタログ等値段がわかるもの ※交付申請の場合に限る
- (5) 領収書の写し ※実績報告の場合に限る

別記様式

営 農 調 書

営農の状況 該当するものに○印をつける。

	ア 経営耕作面積が 30 a 以上	
	イ 作付面積	下のいずれかに該当 露地野菜 15 a 以上 施設野菜 350 m ² 以上 露地花き 10 a 以上 施設花き 250 m ² 以上 果樹 10 a 以上
	ウ 出荷数	ブロイラー1000羽以上/回
	エ 飼養頭数	搾乳牛・肥育牛・繁殖牛1頭以上豚15頭以上
	オ 申請前1年間の農業生産物の総販売額が50万円以上(※1)	

※1 オに該当(○)するときは直近1年間の販売額がわかる書類の写しを添付すること。

農地の状況	所有 (a)	借入地 (a)	合計 (a)	
				うち耕作 (a)
田				
畑				
林地				
合 計				
うち琴浦町内の耕作面積 (a)	※住所が町外の者は必ず記載すること			
主な栽培作物				
飼養頭数・出荷羽数				
		頭		頭
年間販売額	円			

様式第2号(第6条、第10条関係)

事業対象者一覧

番号	氏名	住所	種目・項目(品名・品番等)	事業費(税抜)	補助額	備考(生産部名等)

※要領第2条第1項第2号及び3号に該当する者(農業協同組合等)が購入する者を取りまとめて交付申請及び実績報告を行うときは、この様式を添付すること。

※補助額は、1人につき10,000円を上限とする。

※1人につき複数の購入を行うときは、「種目・項目(品名・品番等)」欄に品目ごとに改行して記載し、「事業費(税抜)」の欄には、合計額を記載すること。

※欄が不足するときは、コピーして全員分を作成すること。

番 号
年 月 日

様

琴浦町長

琴浦町農作業用冷却作業服等購入助成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった琴浦町農作業用冷却作業服等購入助成事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、琴浦町補助金等交付規則(平成 16 年琴浦町規則第 48 号。以下「規則」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、「琴浦町農作業用冷却作業服等購入助成事業」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

(1)算定基準額	金	円
(2)交付決定額	金	円

3 補助規程の遵守

補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要領の規定に従わなければならない。